

令和8年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」 実践・交流推進事業業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和8年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」実践・交流推進事業業務委託

2 業務目的

農山村地域への移住を希望する方や、埼玉県に移住をした方で農業や農ある暮らしに興味を持つ方を対象に、農ある暮らしに触れる機会及び交流の場を提供することで、農山村地域に人の流れを呼び起こし、農山村及び地域農業の活性化につなげる。

3 「農ある暮らし」の定義

新たに農業を始める、農産物の生産から加工販売まで手掛ける農業の6次産業化に携わる、又は自宅近くの市民農園で野菜を育てるなど、それぞれの希望に応じて様々な形で農に関わる暮らしをすること。

4 委託期間

契約日から令和9年3月5日（金）まで

5 委託業務の内容

(1) 農ある暮らし交流型実践講座の実施

農山村地域での農ある暮らしを希望又は体験などをしたい都市部の方や、近年（3年程度）に埼玉県に移住をした方で農ある暮らしをはじめてみたい方などを主な対象に、様々な形態・ステップがある農ある暮らしを実践しながら体験し、それに関わる人同士が交流する事業を実施することで、農ある暮らしの関係人口を増やすとともに、農山村地域への移住に興味を持つ都市住民等を農山村へつなぎ、地域の活性化を図る。

ア 農ある暮らしを希望する講習の参加者（以下、「受講者」という。）が、農作業のみならず収穫物を更に販売、加工等を体験し、その生活スタイルについて共に学び、交流することができる内容とすること。

イ 講座は事業実施期間内に3回（宿泊を含む場合は2回。下記「ウ」の事前説明

- 会は講習の回数から除く)以上実施すること。各回の講座には、農作業を伴う農業実習を含めること。この際、当日の天候や農作物の生育状況の影響により講座当日に農業実習が実施できなくなった場合は、日程変更を行うか、農業実習に代わる内容を別途検討すること。
- ウ 講座開催に当たって、上記「イ」の講習とは別に事前説明会を開催し、参加者にあらかじめ講座内容について説明する機会を設けること。この際、原則として対面開催とし、講座における講師候補者を招き、講習前に参加者と情報交換の機会を設けるようにすること。
- エ 各回の講習はワークショップ形式を取り入れるなど受講者が実践的に農ある暮らしを体験し、交流を深めることができる内容とすること。また、受講者が継続的に参加できる内容とすること。
- オ 講習1回あたりの受講者を15名程度集められるようにすること。この際、各講習の申込者が15名を超える場合には、各回の受入体制を踏まえながら、申込者の出席希望状況などを事前に確認した上で、受入れ可能人数の範囲内において、出席希望者全員が受講できるように事前に準備・調整すること。
- カ 事業実施地域や対象者については、本委託業務が、人口減少や高齢化の進行により、農業生産やコミュニティの担い手が足りなくなるなどの問題を抱える農山村地域に、農ある暮らしを希望する都市住民等をつなぐことで、農山村や地域農業の活性化を図ることを目的としている点を踏まえて設定すること。
- キ 受講者の希望する農ある暮らしの形態などに合わせて、複数のコースを設定し、コースごとに講座を実施することは可とする。(例：農産物加工体験コース、マルシェ出展コースなど)
- ク 農ある暮らしを求め本県への移住を実践した方や地域コミュニティのキーマン、埼玉県内で農業・地域活性化に関わる者など(以下、「地域支援者」という。)を、講座の講師や事業のコーディネーターなどで参画させ、受講者と交流する機会を設けるようにすること。
- ケ 事業は通い型を想定しているが、宿泊で企画することも可とする。ただし、県内のお試し住宅等の宿泊施設の滞在や、講座以外の自由時間の中で、必要に応じて、地域支援者との交流時間(移住相談、レクリエーションタイム、滞在地域の案内ツアーなど)を設定するなど、宿泊型にすることで高い事業効果が得られるよう工夫すること。また、宿泊場所は受託者において確保すること。
- コ 実施場所、受講者の講座開催場所までの交通手段、講師、地域支援者は受託者において調整し、確保すること。また、これらに対し会場使用料・交通費・謝金・対価等の支払いが生じた場合は受託者において負担すること。
- サ 必要に応じて、参加費(食事代、保険料など)を設定することは可能とする。

シ 受講者が地域や地域支援者と継続した関係が構築できるように活動の工夫を図ること。

ス 事業実施地域となる市町村等関係機関と綿密に調整すること。

【講座内容の例】

- ・農業実習（農具の使い方、種まき、収穫、野菜・水稻の管理方法など）
- ・収穫物を活用した加工品の製作
- ・活動地域内のマルシェイベントへの出展や直売所等での販売
- ・農作業以外の農ある暮らしの体験（農家民宿の手伝い等）など
- ・農ある暮らし座学（農業や田舎で暮らすための基礎知識）

(2) 農ある暮らし交流大会の実施

農ある暮らしに関心を持つ人及び県内の地域支援者を集めた交流大会を開催すること。

ア 農ある暮らし交流大会（以下、「交流大会」という。）への参加は上記（1）の講座受講者に限定せず、埼玉県での農ある暮らしに興味がある方も参加できる内容とすること。

イ 交流大会は、地域支援者や農ある暮らしを希望している者が交流できる座談会、ランチトークやトークセッション等を実施することで、農ある暮らしに関わる方同士の関係を深め、地域農業の活性化につながるものとなるような内容とすること。なお、この交流会の様子は、動画配信や SNS 発信するなどして会場参加者以外も視聴・閲覧できるようにすることとし、農ある暮らしの PR につなげること。なお、動画配信の場合は、適宜動画編集を行い効果的な PR を図ること。

ウ 交流大会は、様々な形態・ステップを実践する県内の複数の地域の地域支援者を参画させるものとする。

エ 開催場所は、原則として埼玉県内とし、会場は受託者において確保すること。

オ 効果的な告知活動を行い、50名以上が参加できる規模とすること。

(3) その他全般的な事項

ア 本事業の目的を十分理解した上で、業務の進行管理を行い、実施すること。

イ 業務遂行に当たり支障が出ないように必要な人員を配置すること。

ウ 関係する市町村との情報共有、連携の下に業務を進めること。

エ 協力者等に対して謝金・対価等の支払いが生じた場合は、受託者において負担すること。

オ 参加者の移動、体験活動等の安全確保に十分留意すること。

カ 実施する事業については、事業の効果を測定するため、アンケートを必ず実

施すること。

6 報告書の提出

事業終了後速やかに、アからウまでの報告書等を県農業ビジネス支援課に電子データで提出すること。

ア 完了報告書（30 ページ程度カラー）

写真等が掲載され、一連の取組の実施状況が分かるよう記載すること。

また、本事業を行ったことによる効果や課題等の分析結果も記載すること。

イ アンケート集計結果（excel ファイル）

ウ 写真（JPEG ファイル）

エ 動画配信した場合は、動画データ

7 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本事業の実施に起因して事故・トラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有等を行いつつ、受託者は誠意をもって、当該事故・トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。
- (7) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (8) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (9) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (10) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについて

は、埼玉県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。

なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。

- (11) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。